新 厚生労働大臣が定める基準の一 旧 対 文 部を改正する件

照

条

厚生労働大臣が定める基準 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

数表」という。) 第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働 大臣が定める基準 百二十三号) 別表介護給付費等単位数表 (以下「介護給付費等単位 する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第五 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 改 正 案

特定事業所加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) \$ (5) (略)

上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(以下「 第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以 祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条 ができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福 年法律第百二十五号)附則第二条第二項の規定により行うこと 会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九 福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サ 下「指定居宅介護等従業者」という。)のうち介護福祉士、社 ビス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者(以 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護

> 数表」という。) 第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働 大臣が定める基準 する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第五 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 百二十三号) 別表介護給付費等単位数表 (以下「介護給付費等単位 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 現 行

1 特定事業所加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) \$ (5) (略)

ー ビス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者 (以 ができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福 年法律第百二十五号)附則第二条第二項の規定により行うこと 上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(以下「 祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条 会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九 下「指定居宅介護等従業者」という。)のうち介護福祉士、社 福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サ 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護 |項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以

が百分の四十以上であること。 改正前の介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号 改正する省令 (平成二十四年厚生労働省令第二十五号) による ち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合 占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属す もの等の一部を改正する告示 (平成二十五年厚生労働省告示第 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める した者 (以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。) 及び)第二十二条の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了 実務者研修修了者」という。)、介護保険法施行規則の一 る月の前三月間における指定居宅介護のサー ビス提供時間のう 百三十八号)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の て厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五 百四号)による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者とし 級課程を修了した者 (以下「一級課程修了者」という。) の 部を

(7) \$ (9) (略)

<u>-</u> 子 七 口 八 (略) (略)

生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚

特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) \$ (5) (略)

修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前 のうち介護福祉士、 福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護 実務者研修修了者、 介護職員基礎研修課程

> 修了者」という。)及び指定居宅介護等の提供に当たる者とし 職員基礎研修課程を修了した者 (以下「介護職員基礎研修課程 者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であ る指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業 十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間におけ 百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第一条第 て厚生労働大臣が定めるもの (平成十八年厚生労働省告示第五 実務者研修修了者」という。)、介護保険法施行規則(平成十 一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三に規定する介護 |号に掲げる居宅介護従業者養成研修の|級課程を修了した者 (以下「一級課程修了者」という。) の占める割合が百分の五

(7) **S** (9) (略)

口 · 八 (略) (略)

<u>-</u> ~ 七

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚 生労働大臣が定める基準

特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前 のうち介護福祉士、 福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護 実務者研修修了者、 介護職員基礎研修課程

ロ·八 (略) (略)

九~四十二(略)

別表第一

別表第二

略略

口·八 (略) (⁷) (⁹) (略)

九~四十二 (略)

別表第二 (略)

別表第一

略

という。) の占める割合が百分の三十以上であること。 宇者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」 が護従業者基準別表第五に係るものに限る。) の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号た者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号た者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号が 第四号)第四条第一項に規定する同行援護従業者養成研修(居宅 が護従業者基準別表第五に係るものに限る。)の課程を修了した者をの他これに準ずる視覚障害学科をいう。)の 第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の 第四号)の 第四号)の 第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の 第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の 第四号)の 第四